

みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業実施要領

みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業については、みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業補助金交付要綱（令和4年6月30日付け4農支第732号、以下「交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付に関する規則（昭和45年福島県規則第107号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図る。

第1 事業の目的

本県は、豊かな自然環境の保全と県土の発展のため、「環境と共生する農業」を推進し、先進的にエコファーマーの育成や有機農業の普及に取り組んできたが、東日本大震災以降、放射性物質の不安や風評などの問題から環境保全型農業の取組が停滞する状況にある。

また、近年は地球温暖化が進んでおり、全世界の喫緊の課題として、カーボンニュートラルやSDGsに向けた取組を早急に進める必要がある。

このため、農業における温室効果ガスの排出抑制などのカーボンニュートラルの取組み並びに自然環境や生物多様性の保全と持続的な農業の発展を実現し、SDGsの達成に寄与するため、土づくりを基本とする化学農薬及び化学肥料の使用量を低減する農法や自然循環機能を維持増進する有機農業などの環境保全型農業の拡大と環境にやさしい農産物の供給拡大を図ることを目的とする。

第2 事業の内容等

本事業は、次の1～3に掲げる事業を実施する。

- 1 環境保全型農業チャレンジ！事業 別記1
- 2 環境保全型農業サポート体制整備事業 別記2
- 3 特別栽培米販売強化支援事業 別記3

第3 補助

県は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより、事業実施主体に対し補助する。

第4 事業実施の手続き

1 事業計画の申請等

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画承認申請書（様式第1号）に事業実施計画書（様式第2号）を添付し、農林事務所長（以下「所長」という。）に申請する。

なお、事業実施主体が県域団体の場合は、農林水産部長に申請する。

- (2) 所長は事業実施計画書、必要書類を添付のうえ、様式第3号により農林水産部長に協議する。

2 事業計画の承認

- (1) 農林水産部長は、第4の1により提出のあった事業実施計画書等の内容を審査し、適当と認める場合には、様式第4号により通知する。
- (2) 所長は、上記1の(2)により申請のあった事業実施計画を承認する場合は、様式第5号により通知する。

- 3 計画の承認を受けた事業実施主体は、交付要綱第3条又は第6条に定める申請をすることができる。

第5 事業計画の変更

事業実施主体は、事業実施計画の承認を受けた後に、交付要綱別表に定める計画の重要な変更又は中止をする場合は、速やかに実施計画変更承認申請書（様式第6号）を所長へ提出し、第4の1及び2に準じて変更又は中止の手続きを行うものとする。

第6 実績報告

所長は、交付要綱第10条による実績報告を受けた時は事業実績報告書（様式第2号）を添付の上、様式第7号により農林水産部長あてに速やかに提出する。

第7 事業の実施期間

第2の1～3の事業ごとにそれぞれ別記1～3に定める。

第8 成果確認検査

所長は、交付要綱第10条による実績報告を受けた時は、成果確認検査を農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて行う。

第9 事業の推進に関する調査及び指導

- 1 事業実施主体は、目標達成に向け、必要に応じ、県の実施状況調査等に協力するものとする。
- 2 県は、市町村及び関係団体等と連携し、目標の達成に向けて技術的、経営的指導を行う。

第10 その他

- 1 交付要綱様式第1号、様式第6号中の「別に定める様式」については、様式第2号とする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記 1

環境保全型農業チャレンジ！事業

第 1 事業内容等

本事業は、環境保全型農業に取り組む本県農業者の確保と拡大を図るため、次の 1 又は 2 の取組を拡大し、コンテスト等に参加する農業者が組織する団体等を支援する。

1 特別栽培農産物県認証の取組

化学農薬、化学肥料の使用量の 5 割以上の削減に取り組む農法による営農活動を行うとともに、地球温暖化、生物多様性の保全等に効果が高い取組や技術導入等を行い、特別栽培農産物県認証（以下、「特別栽培県認証」という。）の拡大に資する取組。

2 有機 J A S 認証の取組

有機 J A S 認証レベルの農法による営農活動を行うとともに、地球温暖化、生物多様性の保全等に効果が高い取組や技術導入等を行い、有機 J A S 認証の拡大に資する取組。

第 2 事業の実施基準

1 取組の要件

事業実施主体は、参加農業者に新たに取り組む農業者を概ね 2 割以上含めること。ただし、新たに取り組む農業者の割合が概ね 2 割未満の場合であっても、事業で取り組む農法の面積を事業実施前年度より概ね 2 割以上拡大する場合は、事業実施主体として認める。

(1) 特別栽培県認証の取組の要件

事業に参加する農業者は、事業実施年度又は翌年度末までに福島県特別栽培農産物認証を受けること。

なお、事業申請時に福島県特別栽培農産物認証を受けている場合、その取組面積は補助額算定のための取組面積（拡大分）に含まない。

(2) 有機 J A S 認証の取組の要件

事業に参加する農業者は、事業実施年度又は翌年度末までに有機 J A S 認証を申請すること。

又は、事業実施翌年度に環境保全型農業直接支払交付金事業（以下、「環境直接支払事業」という。）の申請を行い、環境直接支払事業で定める有機農業の取組を行うこと。

2 事業実施に当たっては、本事業で取り組んだ成果等を本事業で実施するコンテスト又は、これと同様の県、市町村等が主催する農業コンクール、表彰制度等へ積極的に参加するものとする。

第 3 事業実施期間

事業実施期間は原則 1 年以内とする。

第 4 事業実施主体等

1 事業実施主体

事業実施主体は、農業協同組合、協議会、農業者の組織する団体とする。

次の（１）から（４）の要件を満たすこととする。

- （１）事業実施及び会計手続きを適正に行い得る体制を有していること。
- （２）事業実施主体は、農業生産活動を行う個人又は法人（以下「参加農業者」という。）が３人以上参加する組織又は団体とする。なお、法人については、１法人を構成員１人として判断する。
- （３）暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書（様式第１号別添）の内容に同意し、提出すること。
- （４）事業実施主体は、同一年度に実施できる取組は第１の１から２のいずれか１つに限る。ただし、別の実施年度に行う場合は、別の取組を行うことができる。

２ 参加農業者の要件

- （１）販売目的に農業生産活動を実施している農業者であること。
- （２）参加農業者は、事業実施年度に複数の事業実施主体に属することはできない。

第５ 補助対象経費等

１ 補助対象経費

補助対象とする経費は別表１のとおりとする。

２ 補助額

補助額は、次の（１）、（２）のとおりとし、交付上限の範囲内で定額とする。

補助金の上限額は、（１）、（２）のいずれも事業実施主体当たり１００万円とする。

（１）福島県特別栽培認証の取組

「補助額」＝取組面積（拡大分）×５千円／１０ａ（補助単価）

（２）有機ＪＡＳ認証の取組

「補助額」＝１０万円（補助単価）×事業実施主体の参加農業者数

第６ 成果目標

本事業の成果目標は、地球温暖化対策、環境又は生物多様性の保全に寄与する農業者数の増加と取組面積の拡大とする。

事業実施主体は、事業実施に当たり、自らの目標を設定すること。

本事業の目標年度は、事業実施年度又はその翌年度とする。

第７ 実績報告

事業実施主体は、事業実施年度の３月１０日までに参加農業者の取組結果等を取りまとめのうえ、様式第２号による実績報告書を作成し、所長へ報告すること。

第８ 事業の評価

- １ 事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、本事業実施計画に定めた目標の達成状況について、自ら点検及び評価を行い、次の（１）から（３）に掲げる事項を記載した報告書を作成し、各年度の３月１０日までに所長に報告するものとする。

（１）事業の実施状況（本事業実施計画書で設定した指標の実績を記載すること。）

（２）本事業実施計画に掲げた各年度の目標の達成状況（目標及び指標の実績）

（３）（２）を踏まえた事業の効果、課題、改善方法及び今後の方策

2 目標達成に向けた指導・助言

所長は、上記1の報告をもとに、目標が達成されていない場合には、目標達成に向けた指導、助言を行う。

第9 その他

- 1 事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、目標達成のために必要な事項について、所長に助言や指導を受け、当該成果目標が達成されるまで努めるものとする。
- 2 事業実施主体は、県が行う本事業の周知や情報発信、必要な調査及び取組等に協力すること。

別記 2

環境保全型農業サポート体制整備事業

第 1 事業内容

本事業は、県民ぐるみで環境保全型農業に取り組むため、そのモデルとなる地区の創出を目的に、地域ぐるみで環境保全型農業に関する次の 1 から 3 に該当する取組を行うために必要となる経費を支援する。

本取組は、本要領第 2 の 1 の「環境保全型農業チャレンジ！事業」の事業実施主体、参加農業者、又は該当する地域のエコファーマー認定者、県特別栽培農産物認証取得者、有機 J A S 認証取得者、環境保全型農業直接支払交付金事業取組農業者と連携して取り組むものとする。

1 推進・支援体制の整備、運営

環境保全型農業の推進又は環境保全型農業に取り組む農業者等の支援を目的とした協議会等の設置又は既存協議会の機能強化を目的とした取組。

2 地域ぐるみで行うモデル的な取組

環境保全型農業の拡大、環境保全型農業に取り組む農業者の支援、環境にやさしい農産物の供給拡大等を目的とした次の（1）から（3）の取組とする。

（1）環境保全型農業に関する取組

（2）環境にやさしい農産物の供給拡大に関する取組

（3）その他地域で必要と考える取組

3 情報発信・啓発活動

環境保全型農業の推進及び啓発に関する取組並びに本事業の広報等に関する取組。

地域住民や県民、消費者等を対象とした環境保全型農業及び農産物等の理解促進に関する取組など。

第 2 事業の実施基準

1 事業の実施に当たっては、事業に取り組む関係機関、団体等が一体となって、環境保全型農業の拡大に取り組む体制を整備すること。

2 事業実施主体は、環境保全型農業の拡大とともに、次の（1）から（3）の取組にも協力等を行うよう努めるものとする。

（1）有機性資源の循環利用の取組

（2）農業におけるカーボンニュートラルの取組

（3）環境保全及び生物多様性の保全の取組

3 本事業で導入する機械、機器等は、第 1 の 1 から 3 の取組に必要であり、環境保全型農業の生産の拡大、環境保全型農業により生産された農産物（以下、「環境にやさしい農産物」という。）の流通、加工、販売等を目的としたものに限る。

また、当該機械等の利用面積、取扱量等からみて、適正であり、過大なものであってはならない。

第 3 事業実施期間

事業実施期間は、原則 1 年以内とする。

第4 事業実施主体

- 1 事業実施主体は、市町村、協議会、公社、農業団体とする。
- 2 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書（様式第1号別添）の内容に同意し、提出すること。

第5 対象経費及び補助額

1 補助対象経費

補助対象経費は別表2のとおりとする。

なお、本事業の対象とするリース契約（機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の2者の間で締結するリース物件の賃借権に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）本交付金事業実施計画に記載された利用者及び機械に係るものであること。
 - （2）リース期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。
 - （3）本事業以外に県又は国から直接あるいは間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がない機械であること。
 - （4）スマート農機、ドローン、農業ロボット、環境制御施設等をリース導入する場合、当該リース物件に係るシステムサービスの提供者が、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するときは、事業実施主体は、当該データ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。
- 2 補助額は定額（ただし、機械導入・リースは1／2以内）とし、上限額は300万円とする。

第6 成果目標

本事業の成果目標は、環境保全型農業の面積拡大又は環境にやさしい農産物の供給量の拡大とする。

事業実施主体は、事業実施に当たり、自らの目標を設定すること。

本事業の目標年度は、事業実施年度から2年後の年度とする。

第7 実績報告

事業実施主体は、事業実施年度の3月10日までに参加農業者の取組結果等を取りまとめのうえ、様式第2号による実績報告書を作成し、所長へ報告すること。

第8 事業効果の点検及び評価

- 1 事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、本事業実施計画に定めた目標の達成状況について、自ら点検及び評価を行い、次の（1）から（3）に掲げる事項を記載した報告書を作成し、各年度の3月10日までに所長に報告するものとする。
 - （1）事業の実施状況（本事業実施計画書で設定した指標の実績を記載すること。）
 - （2）本事業実施計画に掲げた各年度の目標の達成状況（目標及び指標の実績）
 - （3）（2）を踏まえた事業の効果、課題、改善方法及び今後の方策
- 2 目標達成に向けた指導・助言

所長は、上記 1 の報告をもとに、目標が達成されていない場合には、目標達成に向けた指導、助言を行う。

第 9 その他

事業実施主体は、県が行う本事業の周知や情報発信、必要な調査及び環境保全型農業の推進に関する取組等に協力すること。

別記3

特別栽培米販売強化支援事業

第1 事業内容

本事業は、本県産特別栽培米の取組拡大に向け、その販売強化のためのブランディングや商品開発、販路拡大に必要な取組を行うための経費を支援する。

第2 事業実施期間

事業実施期間は、原則1年以内とする。

第3 事業実施主体

事業実施主体は農業協同組合、協議会、農業者の組織する団体、米穀販売事業者、市町村とし、次の1から5の要件を満たすこととする。

- 1 事業実施年度に県産特別栽培米を販売する又は商談実施等の販売に供する取組を行うこと。
なお、対象とする米は本県産であり、特別栽培農産物の第三者認証を取得又は国の特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成19年3月23日改正）に沿った表示を行うものとする。
- 2 事業実施及び会計手続きを適正に行える体制を有していること。
- 3 事業実施主体が農業者の組織する団体である場合、農業生産活動を行う個人又は法人が3人以上参加する組織又は団体とする。なお、法人については、1法人を構成員1人として判断する。
- 4 事業実施主体が米穀販売事業者である場合は、県内の事業者であること。
- 5 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書（様式第1号別添）の内容に同意し、提出すること。

第4 対象経費及び補助額

- 1 補助対象経費は別表3のとおりとする。
- 2 補助額は定額とし、上限額は事業実施主体あたり100万円とする。

第5 成果目標

本事業の成果目標は、本県産特別栽培米の販売の強化（販売量の拡大、販路の拡大、販売単価向上など）とする。

事業実施主体は、事業実施に当たり、自らの目標を設定すること。

本事業の目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

第6 実績報告

事業実施主体は、事業実施年度の3月10日までに様式第2号による実績報告書を作成し、所長へ報告すること。

第7 事業効果の点検及び評価

- 1 事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、本事業

実施計画に定めた目標の達成状況について、自ら点検及び評価を行い、次の（１）から（３）に掲げる事項を記載した報告書を作成し、各年度の３月１０日までに所長に報告するものとする。

- （１）事業の実施状況（本事業実施計画書で設定した取組の実績を記載すること。）
- （２）本事業実施計画に掲げた各年度の目標の達成状況（目標及び取組の実績）
- （３）（２）を踏まえた事業の効果、課題、改善方法及び今後の方策

２ 目標達成に向けた指導・助言

所長は、上記１の報告をもとに、目標が達成されていない場合には、目標達成に向けた指導、助言を行う。

第８ その他

事業実施主体は、県が行う本事業の周知や情報発信、必要な調査及び環境保全型農業の推進に関する取組等に協力すること。

みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業実施要領 別表1 (実施要領別記1の第5関係)

事業名	事業内容	補助対象となる取組	補助対象とする経費	留意事項等
1 環境保全型農業チャレンジ!事業	(1) 特別栽培農産物県認証の取組	環境保全型農業の実践とともに環境保全型農業の拡大に資する取組又は実施主体が環境保全型農業の拡大に自ら設定した目標達成に向けて取り組むための経費 [取組事例] ・環境保全型農業の実践に関する取組 (肥料、土壌改良資材、農薬等の資材の見直し、有機性資源の活用、循環利用、プラスチックの使用量削減、I PM防除等の実践(天敵等生物農薬、物理的防除、耕種的防除等)に関する調査、実証、先進地研修等) ・生産技術、経営力の向上に関する取組 (経営診断の実施、経営管理システムの導入や利用、講習会の受講等) ・付加価値化やブランド力向上に関する取組 (商品や加工品開発、有機JAS(有機農産物を除く)、特別栽培県認証の更新、その他各種認証や資格等の取得等) ・環境保全型農業の理解促進、仲間づくり等に関する取組 (イベントの開催や参加、広報、情報発信等) など	・報償費 (講師、調査、散布等各種活動への協力に対する謝礼) ・旅費 (講師、調査等各種活動で必要となる交通費等) ・需用費 (印刷費、消耗品費、資材費、原料費、機器等購入費、燃料費) ・役務費 (通信・運搬費、手数料(分析、認証検査等)) ・使用料及び賃借料 (リースを含む) ・負担金 (出展料、参加費) ・委託料 (調査委託等) ・その他事業の目的、内容を達成するための経費	・補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ別記1の第2の4の活動実績又は金額等が確認出来る証拠書類を5年間保管すること。 ・単価や金額の根拠となる資料を提出すること。 ・物品受払簿等で管理するとともに領収書等の確認書類を保管すること。 ・賃借料には機械・施設等のリース料も対象とする。 ・委託料は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限る。
	(2) 有機JAS認証の取組			

みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業実施要領 別表2（実施要領別記2第5関係）

事業名	事業内容	補助対象となる取組	補助対象とする経費	留意事項等
2 環境保全型農業サポート体制整備事業	(1) 推進・支援体制の整備、運営	ア 環境保全型農業の推進や支援を目的とした体制の整備 協議会等の設立、相談窓口や情報提供に関するコーナーの設置、ホームページ等の作成 等 イ 推進・支援に関する運営 協議会等の開催、推進ビジョンや活動計画等の作成、営農相談、コンサルティングやマッチング、調査・研究(シンクタンク)活動等 ウ その他環境保全型農業の推進に必要な取組	・報償費 (講師、調査、散布等各種活動への協力に対する謝礼) ・旅費 (講師、調査等各種活動で必要となる交通費等) ・需用費 (印刷製本費、消耗品費資材費、原料費、機器等購入費、燃料費) ・役務費 (通信・運搬費、手数料(分析、認証検査等)) ・備品費 (機器等導入費) ※(2)の取組のみ該当 ・使用料及び賃借料 (リースを含む) ・負担金 (出展料、参加費) ・委託料 (調査委託 等) ・その他事業の目的、内容を達成するための経費	・単価や金額の根拠となる資料を提出すること。 ・物品受払簿等で管理するとともに領収書等の確認書類を保管すること。 ・備品費は取得単価が10万円以上のものとし、見積書(原則3社以上とする。ただし、該当する機器等を1社しか扱っていない場合は除く。)やカタログ等を添付すること。 また、備品台帳を作成し、耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理すること。 ・賃借料には機械・施設等のリース料も対象とする。 ・委託料は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限る。
	(2) 地域ぐるみで行うモデル的な取組	ア 環境保全型農業に関する取組 ・生産や栽培技術等に関する調査、実証(データ収集・分析・改良等) 環境保全型農業の技術向上等に必要な取組(例：資源の賦存量調査、堆肥等資材の試作、機械等の改良や実証、新規品目の栽培、アンケート調査等)の実施 ・環境保全型農業の効果測定に関する取組 土壌診断(土壌炭素の貯留量の測定等)、生物多様性調査(田んぼの生き物調査等)、環境影響調査(水質調査、植生調査等)など ・有機性資源の循環利用 稲わら、堆肥等の有機性資源の収集・運搬・散布等の実施、耕畜連携、リサイクル等に関する各種活動 ・環境保全型農業の生産環境の整備 ほ場の団地化に関する合意形成、ほ場や機械・施設等の共同利用化に関する活動、休耕地等の刈払い、抜根、土壌改良等に関する活動など ・栽培技術や経営力向上に関する取組 技術、経営に関する研修会の開催、有機JAS等の講習会への参加、コンサルタントの派遣、土壌診断や経営管理等に必要な機器、ソフトウェア等の導入、技術マニュアルの作成など ・J-クレジットの取組 J-クレジットの研修会・勉強会の開催、説明会等の参加、試験的实施・実証圃の設置及び運営、通常型での参画に必要な計画書作成支援のためのコンサルタント派遣など		

		イ 環境にやさしい農産物の供給拡大に関する取組 ・マーケティングやニーズ把握等の調査 ・環境にやさしい農産物の加工品等の開発（新商品やパッケージデザインの開発、成分分析、開発品のモニター調査の実施など） ・直売所、学校給食、レストラン、旅館等との連携 農産物品評会、流通に関する検討会や意見交換会等の開催、環境にやさしい農産物の利用に関する意向把握、生産者とのマッチングや出荷規格の検討、メニューの開発など ・有機JAS、特別栽培農産物、その他表示制度等に関する研修会の開催 ウ その他地域で必要と考える取組		
	(3) 情報発信・啓発活動	ア 本事業及び環境保全型農業の取組に関する情報発信 ・市町村等の広報誌、ホームページ等での紹介、環境にやさしい農産物の紹介・販売コーナー等の設置など イ 環境保全型農業の取組に関する啓発活動 環境保全型農業に関する研修会の開催、リーフレット等の作成等 ウ 環境保全型農業に関する理解促進に関する取組 ・産地見学会、収穫体験、出荷講座等の開催 ・地域住民、消費者等の交流会、マルシェ等のイベント開催 ・ワークショップ、シンポジウム等の開催など エ その他情報発信・啓発に必要な取組		

みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業実施要領 別表3（実施要領別記3の第4関係）

事業名	事業内容	補助対象となる取組	補助対象とする経費	留意事項等
3 特別栽培米販売強化支援事業	特別栽培米販売強化に係る取組	県産特別栽培米販売強化のためのブランディングや商品開発、販路拡大に係る取組 〔取組事例〕 ・農産物、生産者PR資料・資材作成 ・イベント販売 ・商談会参加、開催 ・ECサイトでのトライアル販売 ・マッチング委託 ・パッケージデザイン作成 ・販売強化に係る研修会参加、開催 ・商品開発 ・商材サンプル送付 ・消費者調査、食味検査 など	・報償費 ・旅費 （講師交通費、取組で必要となる交通費等） ・需用費 ・役務費 ・使用料及び賃借料 ・負担金 （研修、商談会等参加費、出展料等） ・委託料（PR資料・資材作成業務、マッチング、調査業務の委託等） ・その他事業の目的、内容を達成するための経費	・単価や金額の根拠となる資料を提出すること。 ・物品受払簿等で管理するとともに領収書等の確認書類を補完すること。 ・委託料は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限る。 ・全ての経費において、事業実施主体、その構成員及びその経営先等への発注は補助外とする。